

恵み野南町内会 個人情報取扱規定

(目的)

第1条 本会が保有する個人情報の適正な取り扱いと事業の円滑な運営を図るため、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(個人情報の取得)

第3条 本規定の個人情報とは、「町内会加入届」「家族(世帯)カード」などとして会長に提出された次の事項を記したのものとする。・氏名(家族、同居人を含む)・生年月日・性別・住所・電話番号・勤務先(必要に応じ)・通学校(含義務教育)・その他、町内会福祉・自主防災会などで必要とするもので同意を得た事項

(利用)

第4条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする

- (1) 町内会員名簿の作成および地図の作成
- (2) 町内会事業とその保険
- (3) 自主防災会とその防災運営本部
- (4) 会費請求、管理、その他文書の送付等

(管理)

第5条 個人情報は会長または会長が指定する役員が保管するものとし、適正に管理する。
2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄する。又国の機関もしくは地方公共団体などから提供された個人情報は提供先に返却する。

(周知)

第6条 個人情報の取り扱い状況は総会または回覧などで会員に周知する。

(提供先)

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- (5) 町内会連合会、地区連合町内会、これらに準じる公共目的の団体・学校
- (6) その他、町内会であらかじめ決めた提供先

付 則

平成25年6月12日より施行する。

平成26年1月の通常総会にて承認を受ける。